

入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人移動通信基盤整備協会（以下「本協会」という。）定款第6条及び第8条の規定に基づき、本協会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

- 第2条 本協会の正会員として入会しようとする法人・団体又は個人は、正会員2名の推薦を得て、理事会が別に定める入会申込書を提出しなければならない。
- 2 本協会の賛助会員として入会しようとする法人・団体又は個人は、理事会が別に定める入会申込書を提出しなければならない。
 - 3 正会員又は賛助会員になろうとするものが暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体又はその関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを含む）（以下「暴力団等」という。）及び密接な関係がある場合（法人・団体については、役員又は従業員に暴力団等に属する者がいるときを含む。）は、本協会に前2項の入会申込書を提出することは出来ない。また本協会はこれを受付けない。
 - 4 第1項、第2項の入会申し込みに対しては、理事会において定款第6条の定めに基づき入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(指定代表者)

- 第3条 法人・団体たる会員にあっては、法人・団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定めことができる。
- 2 前項の指定代表者を定める場合は、理事会が別に定める指定代表者届出を提出しなければならない。
 - 3 前項の指定代表者を変更した場合、速やかに指定代表者変更届出を提出しなければならない。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

- 第4条 入会者は、会員の種別毎に、本協会の管理する会員名簿に登録する。
- 2 前項の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。
 - 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第6条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

- 2 定款第 10 条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第 7 条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第 2 条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項のほか、再入会の手続きについては、第 2 条の定めを準用する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後 2 年間は、再入会を認めないこととする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則 (平成 24 年 6 月 21 日 総会決議)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則 (平成 27 年 6 月 18 日 総会決議)

改定 平成 27 年 6 月 18 日 平成 27 年 6 月 18 日から施行